

**(1) 当初補償の概要**

富士町立北山小・中学校は、公立学校として地方公共団体（佐賀県佐賀郡富士町（現在は佐賀市））で維持、管理をする極めて公共性の高い施設である。

校舎及び運動場面積等の再配置にあたっての規模または移転先等の具体的事務処理については、下記の各々の法令、省令を基に、又、現在の小中学校の現状及び利用状況等を総合的に考慮して検討を行った。

- ①学校教育法（昭和22年法第26号）
- ②公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法第116号）
- ③義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和33年法第81号）
- ④小学校設置基準（平成14年省第14号）
- ⑤中学校設置基準（平成14年省第15号）
- ⑥建築基準法

補償にあたって、当該施設は、土地収用法に該当する公共施設であり、下記に基づく機能回復の補償を行うこととした。

- ①公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）（以下「要綱」）
- ②国土交通省の直轄の公共事業の施工に伴う公共補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第77号）（以下「公共補償基準」）
- ③公共補償基準運用申し合せ（昭和42年12月22日用地対策連絡会決定）（以下「運用申し合せ」）

**(2) 当初補償金額一覧**

上記法令及び基準等により算出した補償額は以下のとおりである。

項目	当初補償額
土地	218,754,168
権利消滅	17,612,470
建物移転料	750,140,300
工作物移転料	128,478,100
造成工事費	78,032,700
仮住居（校舎）補償金	69,139,100
動産移転料	9,079,400
立竹木補償金	21,655,100
移転雑費補償金	23,317,200
合計	1,316,208,538

**(3) 補償金変更の概要**

「運用申し合せ」第3第3項において、公共施設等の管理者が既存公共施設等の機能回

復にあたり、工事等を請負に付し入札手続をとることを予定している場合は、当該工事等の設計額と落札額との差金を精算する（補償額に請負代金を反映する）旨の規定があるため、契約額の変更が必要となっている。

運用申し合せ第3第3項

本条第2項において、公共施設等の管理者が既存公共施設等の機能回復にあたって、工事等を請負に付し入札手続をとることを予定している場合（機能回復に要する工事等の設計額と落札額に差金が生じる場合）には、当該請負代金を適切に反映した額をもって精算するものである。

「運用申し合せ」の規定を受け、当初契約書第5条及び第6条に請負差金等の条項がもうけられている。

当初契約書

（請負代金等の通知）

第5条 甲は、この契約締結後、第1条第3項に規定する当該物件の移転に係る工事等を請負に付した場合に、当該工事等に係る当初設計額とこれに対する請負代金に差金が生じた際は、その内容を書面により乙に通知するものとする。

（補償金の変更）

第6条 乙は、前条の規定による通知を受けたときは、請負代金を反映させた補償額の変更について、甲に協議するものとする。

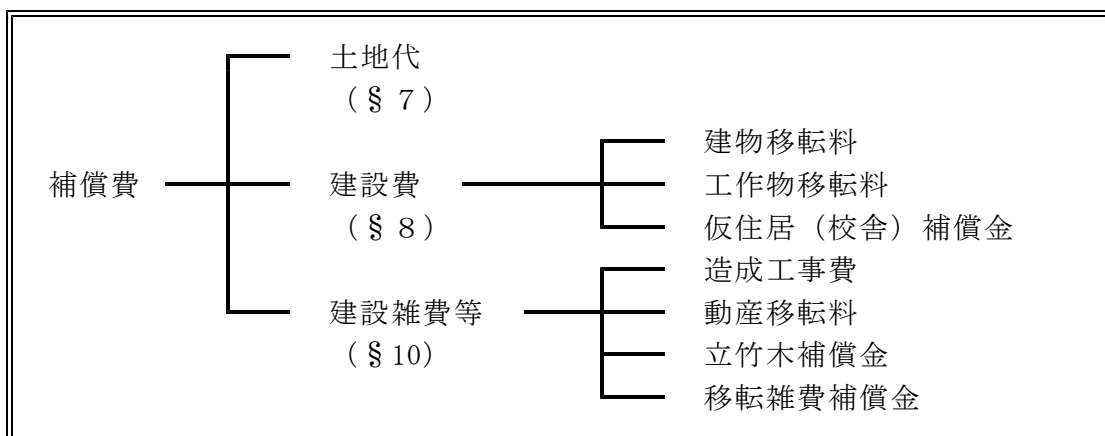
2 甲及び乙は、前項に規定する補償金の変更に関し、別途変更契約書を締結するものとする。

以上に基づき、今回変更契約を行うものである。

#### （4）変更補償金の算定

（i）請負代金を反映させる補償項目

今回の補償項目を「要綱」の条文毎に整理すると、以下のとおりである。



今回の補償については、入札の場合に請負代金を反映させる対象範囲は要綱第8条に規定される建設費となる。

(ii) 補償金算定

落札率については、補償項目に該当する佐賀市発注工事を割り当て、補償項目毎の発注設計額及び請負確定額から算出した。

算定式は次のとおり。

算 定 式
変更補償金 = (当初補償金 + 発生材価格 - 消費税相当額) × 補償項目毎の落札率 - 発生材価格 + 消費税相当額

(iii) 変更後補償金一覧

項目	当初補償額	変更補償金	差 額	備考
土地	218,754,168	218,754,168	—	対象外
権利消滅	17,612,470	17,612,470	—	対象外
建物移転料	750,140,300	620,972,600	▼129,167,700	
工作物移転料	128,478,100	101,231,900	▼27,246,200	
造成工事費	78,032,700	78,032,700	—	対象外
仮住居(校舎)補償金	69,139,100	53,997,700	▼15,141,400	
動産移転料	9,079,400	9,079,400	—	対象外
立竹木補償金	21,655,100	21,655,100	—	対象外
移転雑費補償金	23,317,200	23,317,200	—	対象外
合 計	1,316,208,538	1,144,653,238	▼171,555,300	

※数値は平成20年2月14日現在